平成２７年（フ）第１０６０号
名古屋市港区木場町９番地の11　シャルマンコーポ木場町１号棟408号　森岡幸雄方、住民票上の住所名古屋市港区泰明町１丁目17番地の１　クアトロロッソＢ号
破産者　近藤　和子
1　破産債権の届出期間　平成27年11月30日まで
2　一般調査期日　平成28年１月27日午後１時55分
平成27年10月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８６号
福岡県太宰府市吉松３丁目３番８号
破産者　電測スヤマ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年11月30日まで
2　一般調査期日　平成28年１月20日午後１時30分
平成27年10月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６０３号
大阪府羽曳野市羽曳が丘４丁目15番３号
破産者　有限会社ツネイシ
1　破産債権の届出期間　平成27年12月７日まで
2　一般調査期日　平成28年１月14日午後２時30分
平成27年10月30日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２６０９号
大阪市港区夕凪１丁目10―18　夕凪荘408号室、住民票上の住所兵庫県伊丹市西台２丁目７番24―202号　コーポ梅園
破産者　住野　国博
1　破産債権の届出期間　平成27年12月10日まで
2　一般調査期日　平成28年２月４日午後２時30分
平成27年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第９９１号
堺市堺区築港南町９番地
破産者　八幡生コン株式会社
1　期日　平成27年12月10日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２９８号
大阪府寝屋川市讃良西町６番23号
破産者　伸光生コンクリート工業株式会社
1　期日　平成27年12月22日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３３５号
福岡市博多区築港本町６番10号
破産者　北風　善弘
免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
平成27年10月28日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２７年（ラ）第１２６号（原決定広島地方裁判所福山支部平成２６年（フ）第２３４号）
広島県福山市山手町５丁目15番９―404号
抗告人（破産者）　馬場百合美
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人（破産者）について免責を許可する。
広島高等裁判所第４部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０４８号
東京都豊島区東池袋１丁目35番８号第一伊三美ビル801号室
清算株式会社　インプルーブ株式会社
代表清算人　松元　優季
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
１　一般協定債権
特別清算手続開始決定日における清算株式会社の各債権者の債権のうち、公租公課（金額の詳細は別紙１記載のとおり。以下同じ。）以外のもの（以下、一般協定債権の金額を「一般協定債権額」という。金額の詳細は別紙２債権額（議決権額）一覧表記載のとおり。）
２　弁済原資
清算株式会社の現預金及び御宿・長町法律事務所への預託金の合計金額から公租公課の合計金額を控除した金額
３　弁済率
一般協定債権額の合計金額に対する弁済原資の割合（弁済原資を一般協定債権額の合計金額で除して得られる数字。ただし、小数点は第11桁までとする。）
４　弁済額
一般協定債権額に弁済率を乗じて得られる金額
第２　弁済及び免除
清算株式会社は、以下の順序及び方法に従い、公租公課を支払い、一般協定債権者に対する弁済を実施する。
１　公租公課の支払
清算株式会社は、別紙１の記載内容に従い、公租公課を支払う。
２　一般協定債権者に対する弁済
清算株式会社は、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、一般協定債権者に対し、一般協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により弁済額を弁済する。ただし、協定の認可決定確定日から２週間以内に一般協定債権者から銀行口座の指定がなされなかった場合、清算株式会社は、当該一般協定債権者に対する弁済額を東京法務局に供託する。
３　一般協定債権の免除
各一般協定債権者は、前項に定める弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各一般協定債権額及び未払利息・遅延損害金から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　追加弁済
清算株式会社は、第２項の弁済後、新たな財産を発見した場合、これを速やかに換価し、換価代金から換価のために要した費用を控除し、一般協定債権額に応じて按分弁済する。この場合においては、各一般協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。なお、具体的な弁済の方法は、第２項の方法に従う。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

船舶所有者等責任制限手続開始

次の船舶所有者等責任制限事件について、以下のとおり責任制限手続を開始した。
申立人又は受益債務者に対する制限債権（物の損害に関する債権）を有する者は、その債権を６記載の届出期間内に届け出なければならない。

平成２７年（船）第１号
マーシャル諸島共和国　ＭＨ96960、マジュロ、アジェルテイク島、アジェルテイク通り、トラスト・カンパニー総合ビル（Trust Company Complex, Ajeltake Road, Ajeltake Island, Majuro, Marshall Islands, MH96960）
申立人　ＳＴＩラルボット・シッピング・カンパニー・リミテッド（STI Larvotto Shipping Co. Ltd.）
1　責任制限手続開始決定の年月日時　平成27年10月28日午後２時
2　責任制限手続開始決定の主文　別紙１記載の船舶に係る別紙２記載の事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始する。
3　供託された金銭　20億9874万3370円
4　管理人　東京都千代田区紀尾井町３番29号紀尾井ロイヤルハイツ501号　津留崎・小林法律事務所　弁護士　津留崎　裕
5　申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係
申立人　ＳＴＩラルボット・シッピング・カンパニー・リミテッド（STI Larvotto Shipping Co. Ltd.）　別紙１記載の船舶の所有者
受益債務者　なし